

1. 2022年度 募集要項

募集人員	3歳児(2018年4月2日～2019年4月1日生) 【約70名】 ※虎岳保育園からの入園児、在園している満3歳児から進級する園児、 在園している園児の兄弟で入園を希望する者、子ども発達支援センターこがくの 利用者と入園を希望する者を含む。※ <u>上記の方は、別途、日程を指定します。</u>	
願書受付	○日 時 2021年11月1日(月) 受付9:10～ 入園面接9:30～ ○持ち物 入園願書、 個人票 ○入園面接 親子面接を行いますので、お子様と一緒にお願いします。 <u>保護者は各世帯1名</u> でお願いいたします。 ○入園手続き 入園が許可されたお子様には、入園許可通知書を送付いたします。 同封の書類をよくお読みになり、手続きを進めてください。 日 時：2021年11月5日(金) 13:00～ 持参物：入園料20,000円	
費用について	<u>入園料</u> 20,000円(幼児教育無償化の対象。 2021年度実績 <u>上限額19,920円</u> 途中入園児については、別途通知)	
	<u>授業料</u> (※この金額には給食費が含まれています。) ・1号児 29,900円(月額) ・新2号児 31,500円(月額) ※幼児教育無償化につきましての詳細は4ページをご覧ください。	
	P T A 会 費	250円(月額) 1世帯の金額です。
	月 間 絵 本	420円(月額) 学年によって若干の変動があります。
	教材費	700円(各 <u>学期</u>) 4月、9月、1月に700円を徴収します。
入園に伴い 必要な諸費用に ついて	○制 服 代 約32,000円 ※制服・体操服・通園カバン、全購入の場合 ○新学期用品(お道具箱、文具、ワーク等) ・入園時に約8,000円	その他、鍵盤ハーモニカ等は個人購入になります。 進級時に、ワーク、出席ノート等が新しくなりますので、各学年2,500円程度、必要になります。
教育時間	○午前8時～午後2時30分(月～金曜日) ※受け入れは8時からです。それ以前の保育をご希望の方は、虎岳保育園一時 保育をご利用ください。 ○休業日 ・土曜日、日曜日、祝日 ※その他、園長の定める日(警報発令時、職員研修日、行事の振替休日等)	

2. 預かり保育について

1号児

1回につき、450円+おやつ代50円

→長期休業中(春・夏・冬休み)で14:30までの利用者はおやつ代不要です。

新2号児

・預かり保育は、幼児教育無償化対象です。

・無償化の支給限度額の上限は1か月11,300円(1日450円まで)、おやつ代は無償化対象外です。

・新2号児のおやつ代金は、ひと月1,000円です。

おやつは前月発注のため、欠席した場合でも返金はありません。

・土曜日の預かり保育に関しましては、新2号児のみ利用できます。

ただし、土曜日の預かり保育は無償化対象外となり、実費(1回450円+おやつ代50円)でのご利用となります。

預かり保育集金の方法

・1号児

預かり保育を利用した日のお迎え時に、上記金額を担当者にお支払いください。

・無償化対象の新2号児

おやつ代金は口座振替させていただきます。

・この集金方法は、丸亀市在住の園児が対象です。他市町村に在住の方は異なる場合があります。

認定手続き

入園が決定しましたら、別途、ご案内させていただきます。

3. 幼児教育無償化について

1号・新2号児の認定

新入園児は①、②のいずれかの認定を受ける。

- ① 1号認定 満3歳以上、小学校就学前で、幼稚園教育のみを受ける子ども
- ② 新2号認定 3歳以上、小学校就学前で、幼稚園教育+保育を必要とする子ども



常時、預かり保育を利用し、
且つ、預かり保育無償の対象者

1. 無償化の対象になるもの

- ① 保育料
- ② 入園料(金額については、国の基準により決定。
2021年度実績 上限額 19,920円 途中入園児については、別途通知)
- ③ 預かり保育料(新2号児のみ) 但し長期休業中以外の休園日(年間2~3日)に関しては実費徴収

		1号児(常時の預かり保育利用なし)		新2号児(常時、預かり保育を利用)	
		丸亀市在住園児	丸亀市以外在住園児	丸亀市在住園児	丸亀市以外在住園児
無償化対象 給食は市町により、異なる。	保育料 月額 24,000円	徴収なし。	徴収なし。	徴収なし。	徴収なし。
	給食費 月額 1号児 5,900円 新2号児 7,500円	徴収なし。	5,900円	上限 6,800円の補助があり。 700円徴収。	7,500円
無償化対象 新2号児のみ	預かり保育	1回につき 450円 +おやつ代 50円	1回につき 450円 +おやつ代 50円	上限 11,300円 まで徴収なし。 (※今年度実績 徴収なし)	1回につき 450円実 費徴収。申請により、 後日、保護者に償還 される。
実費徴収	おやつ代	月額徴収なし。	月額徴収なし。	月額 1,000円	月額 1,000円
	PTA会費	1世帯につき、250円(月額)。			
	月刊絵本	420円(月額)。学年により多少の変動あり。			
	災害共済掛金	215円(年間)			
	教材費	700円(各学期) 4月、9月、1月に徴収。			
その他	写真代、行事費、進級時の教材(ワークブック、出席ノートなど)				

2、給食費の積算について

給食費、おやつ代金は、園児一人当たりにかかる年間の給食費をもとに積算しており、新2号児(常時、預かり保育が必要)と認定された園児に関しては、上記の料金を適用します。そのため、頻回に預かり保育を利用する予定がない場合は、1号児としての認定を受け、必要なおよみのみ預かり保育の料金を支払うという方法も可能です。

3、副食費補助

第3子(一番上の兄弟を小学校3年生から数える)、年収360万以下のご家庭にしまして副食費補助を受けられる可能性があります。丸亀市在住の園児は、別途給食費補助(6,800円)がありますので、二重に受け取ることはできません。

4.入園書類の記入方法(両面、必ずご記入ください)

個人票(入園用)

願書提出日(西暦 20△△年 11 月 1 日)の年齢(3 歳 2 ヶ月) 氏名(虎 岳 太郎)

※入園に関する大切な事項ですので、お子様のありのままの様子をお書きください。
※できないに○をつけられた場合は、()に現在の状況を記入してください。

出生体重 (2.100) g	その後の処置 保育器
1歳半健診の状況	異常なし (定期的指導 (カンカール-教室(言葉)))
入院歴	(なし) ・あり ()
アレルギー	なし ・あり (生卵) 普通食 ・アレルギー除去食 ()
熱性けいれん	なし ・あり (37.5℃の熱が出たら、タイアップ使用)
てんかん	なし ・あり ()
成育歴・病歴	その他、発達で気になること、保育で気をつけてほしいこと (あり) 具体的に: 初めて行く場所が苦手で、パニックも起こすことがある。
これまでの保育状況	・保育園 園名 () 在籍期間 (年 月) ・託児所 園名 () 在籍期間 (年 月) ・一時預かり 園名(虎岳保育園) 在籍期間 (1 年 0 月) ・児童発達支援 園名 () 在籍期間 (年 月) ・その他園名 () 在籍期間 (年 月)
※利用したことがある場合、園名と在籍期間をご記入ください。	
自分で着替えることができずか。	できない (ボタンのかけ外しが一人では難しい)
排泄、排便はトイレでできますか。	できない (大便後、おしりを拭くことができず)
お箸で食事をすることができずか。	できない (エジソン箸も使用している)
偏食なく食事ができずか。	できない (生野菜が苦手である)
備考(お子様の性格等、幼稚園に伝えておきたいことがありましたらご記入ください)	思いどおりにならない事がある。午を出すことがある。 起きている間は大丈夫だが、昼寝の時にもらすことがある。

入園願書

現住所 ふりがな	〒		
氏名	西暦	年月日	性別
生年月日	年	月	日
氏名	続柄	連絡先①(続柄)	連絡先②(続柄)
氏名	電話	() ()	() ()
氏名	入園料	20,000	

世帯主名をお願いします。

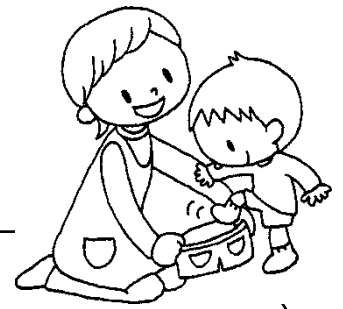
日中に連絡が取りやすい
順に携帯番号、所持書を
記入してください。
例:090-xx-xx-xxxx(母)

上記の者を貴園へ入園させたいので、
お願い致します。

西暦 年 月 日

学校法人 丸亀虎岳学園
丸亀城南虎岳幼稚園

園長 土井 マスミ 殿



幼稚園生活について

Q:入園に際して必要なことを教えてください。

A:生活習慣を整え、着替え、食事、排泄など身の回りのことを自分でしようとする気持ちを大切にしてください。

Q:トイレトレーニングが終了していません。

A:当園では紙おむつやトレーニングパンツは使用しておりません。

入園後はパンツで過ごすようになりますので、家庭でも練習しておいてください。

Q:スプーン、フォーク、エジソン箸は使用できますか。

A:当園では、お箸で食事をします。どうしても難しい場合は、ご相談の上、エジソン箸を使用することもありますので、ご相談ください。またご家庭でもお箸を使う機会を増やすなど、ご協力をお願いいたします。

Q:入園に際し、子どもの発達状況が心配です。

A:事前に連絡をいただければ、個別にご相談させていただきます。

また当園では、発達支援センターを併設し、連携しながら保育にあたっておりますので、お子様の発達で心配なことがございましたら、お申し出ください。(担当者:教頭 岡本)

給食について

Q:お弁当の日がありますか？

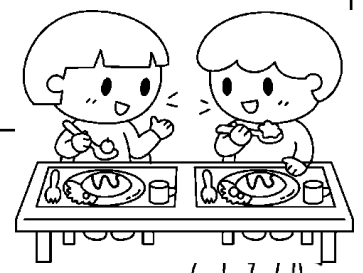
A:2020年度より、当園は完全給食を実施しておりますので、遠足や行事の振替日をのぞき、給食があります。

また始業式や終業式等の日も全園児通常通りに保育いたしますので、午前保育ではなく、給食を食べて帰ります(4月始業後の約10日間、8月の夏季保育4日間は1号児給食なし)。

1号児が長期休業中の預かり保育を利用する場合は、お弁当が必要です。

Q:アレルギー対応はできますか？

A:基本的なもの(卵、乳)に関しては可能です。



保護者就労との両立

Q:就労しているので、午前保育や長期休業が心配です。

A:当園では、保育終了後 18 時まで(春・夏・冬休みは 8:00~18:0)「預かり保育」を実施しております。

その他、朝の7:00~8:00、18:00~19:00の保育をご希望の場合は、虎岳保育園の一時保育(料金別途)をご利用ください。

Q:PTA 活動は多いですか？

A:近年、就労や核家族化のため、PTA 活動に参加することが難しくなっております。

当園では PTA 役員等はくじで選出しますが、役員会は年に 3 回程度で、行事も教員が中心となって行いますので、行事当日のお手伝い等のみで負担は少ないかと思えます。また役員が当たらなかった方で、希望される方には、行事や環境整備のボランティアをお願いしています。

その他

Q:新 2 号無償化対象児の保育料が高いのはなぜですか？

A:長期休業中の給食費分とおやつ代が上乗せされております。

Q:1 号児で入園し、その後保護者が就労を始めた場合はどうなりますか？

A:就労時間等で認められれば新 2 号認定を受けることができます。

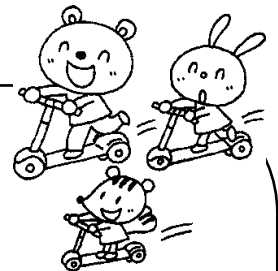
しかし給食費を年割でいただいております関係で、やむを得ない場合を除き、原則、年度が切り替わる時期でお願いします。

Q:入園面接ではどんなことが聞かれますか。

A:入園面接では、集団生活を過ごすにあたり、基本的なことを見せていただきますので、特別な練習は必要ありません。

Q:入園面接時の服装を教えてください。

A:特に定めておりませんので、動きやすい服装でお越しください。



第 1 章 総 則

第 1 条 目 的

本園は、学校教育法第 22 条及び第 23 条の規定により、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第 2 条 名 称

この幼稚園は、学校法人 丸亀虎岳学園 丸亀城南虎岳幼稚園という。

第 3 条 位 置

この幼稚園は、香川県丸亀市田村町1678番地に置く。

第 2 章 教育年限及び学年、学期、休園日

第 4 条 本園は、満3歳児から就学までの幼児を教育する。

第 5 条 本園の学期を次の通りとする。

第1教育期・・・4月1日から 8月31日まで

第2教育期・・・9月1日から12月31日まで

第3教育期・・・1月1日から 3月31日まで

第 6 条 本園の休業日を次の通りとする。

1. 土曜日、日曜日
2. 祝祭日
3. 学年末、学年始、夏期、冬期
4. その他臨時休業日

第 3 章 教育課程及び教育週数

第 7 条 本園の教育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現とする。

第 8 条 本園の教育時間は、第6条に定めた休日を除き、教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下らないものとする。

午前8時から午後2時30分までとする。

教育時間及び始業、終業の時間は、季節により多少変更することがある。

第 4 章 教員組織と収容定員

第 9 条 本園の園児の収容定員は、11 学級 240 名とする。

第10条 本園の教員組織は次の通りとする。

- | | | | |
|-----------|----------|---------|---------|
| 1. 園 長 | 2. 名誉園長 | 3. 副園長 | 4. 教 頭 |
| 5. 主幹教諭 | 6. 主任教諭 | 7. 教 諭 | 8. 講 師 |
| 9. 非常勤講師 | 10. 事務職員 | 11. 技 師 | 12. 嘱託医 |
| 13. 薬 剤 師 | | | |

第 5 章 入園、退園、転園、卒園

- 第11条 本園の入園期を第1教育期の初めとする。
- 第12条 入園を望む幼児の保護者は、別に定める入園願書に入園料 20,000 円を添えて申し出ることとする。
- 第13条 本園を退園したい者は、保護者より書面でその旨、園長に届け出なければならない。
- 第14条 本園より他園へ転園の場合も第 13 条に準ずる。
- 第15条 病気その他の理由で 1 か月以上休園する者は、第 13 条に準ずる休園届けを提出しなければならない。
- 第16条 本園の教育課程を修了した者は、修了証書を授与する。

第 6 章 授業料、入園料

- 第17条 本園の授業料(給食費を含む)は下記のとおりとする。
- ① 1号児 29,900 円(月額)
 - ②新2号児 31,500 円(月額)
- 授業料は、出席の有無にかかわらず毎月 11 日に納入しなければならない。
正当な理由がなく、授業料を 3 ヶ月滞納し、納入しなかった場合は、退園させることがある。
- 第18条 一度納入した入園料や授業料は、原則として返金しない。

第 7 章 登園の停止

- 第19条 園児が伝染する疾病にかかったときは、伝染の恐れなくなるまで登園を停止することがある。
学校保健法の規定によりインフルエンザ、麻疹、風疹、水痘、百日咳、流行性耳下腺炎、その他など。

第 8 章 PTA保護者会

- 第20条 園児の保護者によりPTA保護者会を組織する。
PTA保護者会は、幼稚園と協力して園児の福祉を増進することを目的とする。

第 9 章

- 第21条 この園則の施行に関し必要な事項は、園長が別に定める。

教育目標

人間形成の基礎を培い、豊かな創造力と思いやりの心を育む。

- 1 元気でたくましい子
- 2 豊かな感性と、思いやりのある子
- 3 みんなと仲よくする子